

令和3年度

町単独仁宇地区農業集落排水施設修繕工事

機械・電気設備

特記仕様書

適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、令和3年度町単独仁宇地区農業集落排水施設修繕工事に適用する。

(農林土木工事共通仕様書の適用)

- (2) 本工事は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木工事共通仕様書平成28年10月」に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。

なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(農林土木工事共通仕様書の変更・追加事項)

- (3) 「徳島県農林土木工事共通仕様書 平成28年10月」の【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載の「徳島県農林土木工事共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のを適用するものとする。

一般事項

1. 本仕様書に定めていない事項については監督員との打ち合わせによるものとする。
2. 受注者は、工事施工にあたり諸法規を遵守しなければならない。
 - (1) 労働基準法
 - (2) 労働安全衛生法
 - (3) 建設業法
 - (4) 公害対策基本法
 - (5) 水質汚濁防止法
 - (6) 大気汚染防止法
 - (7) 悪臭防止法
 - (8) 下水道法
 - (9) 電気事業法
 - (10) 騒音規制法
 - (11) 建築基準法
 - (12) 消防法
 - (13) その他関係法令、条例
3. 請負者は、工事施工にあたり諸規格に準拠しなければならない。
 - (1) 日本工業規格（JIS）
 - (2) 日本電機工業会標準規格（JEM）
 - (3) 日本電線工業会規格（JCS）
 - (4) 電気設備に関する技術基準を定める省令

- (5) 日本電機規格調査会標準規格（J E C）
 - (6) その他関連の規格
4. 工事施工に必要な関係官公庁、その他の者に対する諸手続は、監督員の承諾を得、受注者において迅速に処理するものとする。

納品図書

1. 納品図書は、製作仕様書、外形図、構造図、据付図、電機結線図、及びその他必要な図面より成り、各 2 部提出するものとする。
2. 納品図書に訂正があれば、その部分を明示した訂正納品図書を、前記要領で再提出するものとする。

検査

- 単体調整や組み合わせ試験に要する費用は、全て受注者の負担とする。
- 現地において総合試運転を実施し、正常な運転が行われていることを確認するものとする。

材料保管

- 工事の竣工まで機器、材料の保管の責任は受注者にあるものとする。

保証期間

1. 機器の保証期間は規定による引き渡しを受けた日から 1 箇年とする。
2. 保証期間内に明らかに受注者の設計、製作、施工の不備に起因する故障が生じた場合は、受注者の責任において直ちに修理または取替をしなければならない。

その他

1. 受注者は、現場実測を行った上で承諾申請書類を作成、提出し、発注者の承諾を得るものとする。
 - ・ 既存機器の状況を把握すること。
 - ・ 既存設備の部分更新であるため、既存設備との整合性や制御方法について十分に注意すること。

工 事 仕 様 書

事業年度	令和 3 年度
工 事 名	令和 3 年度町単独仁宇地区農業集落排水施設修繕工事
路線名等	仁宇地区農業集落排水施設
工事箇所	那賀郡那賀町 阿井
履行期限	令和3年12月28日
工事内容	<p>UV計更新及びPLC取替</p> <p>※受注者は、現場実測を行った上で承認申請書を作成、提出し、発注者の承諾を得るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・既存機器の状況を把握すること。・既存機器の部分更新であるため、既存機器との整合性や制御方法について十分注意すること。 <p>現況型式 UV計：OPM-23K</p> <p>PLC：FX1-80MR, FX-16EYR</p> <p>機器概要</p> <p>(1) 有機性汚濁物質測定装置 (UV計) 1台</p> <p>測定方式：紫外線吸光光度法</p> <p>出力：DC4~20mA</p> <p>測定対象：集落排水施設放流水</p> <p>※COD換算出力及び自動洗浄機能が可能なもの</p> <p>参考型式：OPM-1610</p> <p>(2) PLC (コントローラ)</p> <p>動力制御盤内への取付及び既存PLCから読み込んだデータが書込可能なもので、機器の運転等に支障をきたさないもの。</p> <p>参考型式：基本ユニット FX-3U 入出力40点以上 4台</p> <p>増設ユニット FX-2N 出力16点以上 1台</p> <p>今回の工事について、UV計及びPLCは参考型式の製品もしくは同等品以上とし、既存施設（機器等）への接続が可能なものとする。</p> <p>UV計据付後、相関分析解析を行い、精度を確認すること。</p> <p>(COD検体数21検体以上、試験計算書作成、計量証明書要)</p> <p>作業については、本体の運転に支障をきたさないよう行うこと。</p> <p>据付後の単体機器に異常がないことを確認後、各機器・設備間の連携運転による作業状況と総合的な機能の確認を行うこと。</p> <p>既存の機器は撤去後、産業廃棄物処理の許可を有する施設で処理すること。</p>